

改正後	現 行
<p>第 1 略</p> <p>第 2 事業の実施要件</p> <p>1 特別耐震対策（削除）</p> <p>2 <u>1</u> 耐震対策 （略）</p> <p>3 <u>2</u> 豪雨対策 （略）</p> <p>4 <u>3</u> 大規模 大規模とは、本運用第 2 の 1 <u>及び 2</u> のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより大規模となるものについて適用する。</p> <p>5 <u>4</u> 小規模 小規模とは、本運用第 2 の 1 <u>及び 2</u> のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより小規模となるもの、及び、定めのないものについて適用する。</p> <p>第 3 負担区分 防災減災要綱又は非公共要綱中の実施計画策定等の調査事業、その他各要綱中の定額補助を除き、本運用第 2 の 1 から <u>4</u> については、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十二年岐阜県条例第四号）（以下、「条例」という。）に定めるとおり分担金を徴収する。</p> <p>第 4 その他 本運用第 2 の <u>1</u> から <u>4</u> を条例に定めのある中山間地域、農業の生産条件が不利な地域において実施する場合は、防災減災要綱又は非公共要綱による地区にあっては中山間地域の特例、交付金要綱による地区にあっては農業の生産条件が不利な地域の特例を適用する。</p> <p>附 則 1 この運用は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 2 県営ため池等整備事業、県営ため池防災対策事業における事業費負担区分の一部変更に係る運用（平成 24 年 4 月 1 日付け農整第 4 4 号）については、本運用に読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1 この運用は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。</p>	<p>第 1 略</p> <p>第 2 事業の実施要件</p> <p>1 特別耐震対策 （略）</p> <p><u>2</u> 耐震対策 （略）</p> <p><u>3</u> 豪雨対策 （略）</p> <p><u>4</u> 大規模 大規模とは、本運用第 2 の 1 <u>から 3</u> のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより大規模となるものについて適用する。</p> <p><u>5</u> 小規模 小規模とは、本運用第 2 の 1 <u>から 3</u> のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより小規模となるもの、及び、定めのないものについて適用する。</p> <p>第 3 負担区分 防災減災要綱又は非公共要綱中の実施計画策定等の調査事業、その他各要綱中の定額補助を除き、本運用第 2 の 1 から <u>5</u> については、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十二年岐阜県条例第四号）（以下、「条例」という。）に定めるとおり分担金を徴収する。</p> <p>第 4 その他 本運用第 2 の <u>2</u> から <u>5</u> を条例に定めのある中山間地域、農業の生産条件が不利な地域において実施する場合は、防災減災要綱又は非公共要綱による地区にあっては中山間地域の特例、交付金要綱による地区にあっては農業の生産条件が不利な地域の特例を適用する。</p> <p>附 則 1 この運用は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 2 県営ため池等整備事業、県営ため池防災対策事業における事業費負担区分の一部変更に係る運用（平成 24 年 4 月 1 日付け農整第 4 4 号）については、本運用に読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1 この運用は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。</p>

附 則

1 この運用は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

1 この運用は、令和2年3月11日から施行する。

附 則

1 この運用は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

1 この運用は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

1 この運用は、令和2年3月11日から施行する。